

地元のお店応援プロジェクト『第3弾おぢやプレミアム商品券』
取扱店募集要項

1. 取扱いできる業種及び店舗

- ①**飲食業、タクシー業、旅行業、宿泊業、サービス業、娯楽業**で小千谷市内に所在する店舗及び事業所
但し、*風営法第2条第1項4・5号及び第5項に該当する営業及び業種は除く。
(パチンコ、麻雀、ゲームセンター、風俗店など)
*病院、一般診療医院、福祉施設も除く

②**小売業**で小千谷市内に**本社(本店)が所在する**店舗及び事業所

但し、市内に同名の店舗が複数あり、店舗ごとで運営形態が異なる場合は対象

2. 登録料 無料

3. 登録方法 別紙「取扱店登録申込書」に必要事項を記入のうえ事務局（小千谷商工会議所）へ
FAX、メール、持参、郵送のいずれかにてご提出ください。
6月4日(金)までにお申込みいただきますと、広報おぢや6月25日号の折込チラシ
に店名を掲載します。その後も随時受付します。
4. 換金方法 換金受付後、指定金融機関口座に振込み。換金手数料、振込手数料は無料。
5. 商品券仕様 1セット6,500円分（500円券13枚綴り）
6. 販売価格 1セット5,000円 ※プレミアム率30%
7. 利用期間 令和3年7月1日（木）～令和3年10月31日（日）
8. 販売期間 令和3年7月1日（木）～令和3年7月31日（土）
※販売予定数量に達しない場合は再販予定あり
9. 購入方法 広報おぢや6月25日号に折り込んで配布する「購入引換券」を販売所に持参して現金
で購入（1世帯3セットまで購入可）

その他の詳細は、お申込み後にお送りします。

【取扱店申し込み・問い合わせ先】

小千谷商工会議所「第3弾おぢやプレミアム商品券」事務局

〒947-8691 新潟県小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300 FAX:0258-83-3632

E-mail:ouenp@ojiyacci.org

地元のお店応援プロジェクト 「第3弾おぢやプレミアム商品券」取扱店登録申込書

令和 年 月 日

私は「第3弾おぢやプレミアム商品券」の取扱店登録を申し込みます。
取扱店登録にあたっては、事務局が定める商品券取扱店の責務を遵守することを誓います。

【遵守事項】内容をご確認の上、ご同意いただける場合は□に✓を入れてください。
(すべての□に✓がないとお申込みいただけません)

- お客様に安心して来店いただけるよう新型コロナウイルス感染拡大防止に努めること。
- 取扱店を営む事業者が自ら購入した商品券を直接換金しないこと。
- 受け取った商品券を換金以外の目的に使用しないこと。また、自らの商品仕入等に使用しないこと。
- 商品券は、現金と同様の扱いをすること。
- 商品券は、取扱店のみでの使用とし、現金とは引き換えない。また、つり銭等も支払わない。
- 換金性の高い他の商品券等(ビール券、文具券、図書券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカードなど)の販売は対象外とする。
- たばこの販売は対象外とする。(小売定価以外による販売禁止の為)
- 取扱店であることが明確になるよう、事務局が配布する取扱店表示等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

事業所(店舗)名 ※取扱店リストにこのとおり記載	(ふりがな)		
代表者名			
事業所(店舗)所在地	〒 ー 小千谷市		
電 話		F A X	
ご担当者名			
業 種	<input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> タクシー業 <input type="checkbox"/> 旅行業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 娯楽業 <input type="checkbox"/> 小売業 ※小売業は、市内に本社または本店が所在する店舗・事業所に限る	営業内容	

6月4日(金)までにお申込みいただきますと、広報おぢや6月25日号の折込チラシに店名を掲載します。その後も随時受付します。

申込書は事務局(商工会議所)までFAX、メール、郵送またはご持参ください。